

現代教育事情

(46)

誰のための点検・評価か

教育委員会を点検・評価

教育委員会は毎年、その

教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検

や評価を行う。教育に関し

学識経験者の知見の活用も

図る。その結果に関する報告書を作成して議会に提出

するとともに公表すること

とされました。これは「地方教育行政の組織及び運営

に関する法律」の一部改定

(昨年四月施行)によるものです。これに対して文科省は施行前の三月、「教育

委員会の点検・評価に関する参考資料(法施行準備版)」「(二百十四頁)」をつくりました。写真はその表紙

です。すでに実施された地方自治体独自の事例も紹介されています。



うこととしました。これらは地方分権の流れに逆行し文科大臣の地方への権限を強めます。さらに、私学に

対する教育委員会の「指導・助言」を新たに可能と

しました。これは私学の自主性をも侵害するものです。

改定学校教育法では「学校は文部科学大臣の定める

ところにより教育活動・学校運営の状況について評価

をおこない教育水準の向上に努める」とされました。

全国一斉学力テストの結果を学校評価に入れることが

できるようにしました。教育の地方自治の識見を持つ

地方教育委員会を意識したのか、地方分権の視点に

立ったのか、配慮したのか

学校教育法とは違って「文部科学大臣の定めるところにより教育委員会の評価す

る」としていません。これ

に対して、地方教育委員会から「文科省が点検・評価

を決めない」と不満の声が上がっています。子どもの

成長・発達を図る責任を持つ視点で独自の点検・評価

票を作って欲しいものです。長野県栄村は結果を公表し

パブリックコメントをもとめ施策に活かす方針を定めています。

一部の教育委員会は評価項目に「全国一斉学力テスト」を入れていきます。文科

省の統制・支配に自ら身を

委ねるものです。果てしない競争に子どもを追い立てる道を開くものです。

子どもと憲法を中心に
教育行政は憲法を教育に

活かすことにその中心があります。

憲法に従い点検評価をすべきです。教育委員会ですべて実現できるものではありません。しかし、出来る

ことがあります。それは、子どもたちの現状をしっかりと掴み教育委員会会議で

しっかりと論議すること、教育委員会で対応できない

ことは意見として文部科学省など政府・県教育委員会

に提出する。広く住民の理解を得るため記者会見を

するなど多様な方法がありま

す。教育委員の叡智を集めればできることです。

次にその条文を示します。

①すべて国民は、個人とし

て尊重される。

②生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政

の上で、最大の尊重を必要とする

③思想及び良心の自由は、これを侵してはならない

④学問の自由は、これを保障する

⑤すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

⑥すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

⑦義務教育は、これを無償とする。

今、教育委員は貧困の問題をしっかりとらえ、生存権と学習権を一体化した

見解・施策を示す時です。

(教育アナリスト)

現代教育事情

47 教育費負担

学費払えず退学

「二年生の時から長期授業料滞納で、進級する際に修学旅行の積立金を取崩し、授業料軽減措置を受け二年に進級。二年では四月から授業料の未納が続き、九月より学校の規定により出校停止、九月三十日付で自主退学。母子家庭で多額の債務が家計を圧迫している。本人は働くということをやむなく自主退学」。福岡県のある私立高校の教師はこのように窮状を訴えています。さらに私学教職員組合連合会は福岡県内の私学での学費に関しての特徴として次のように指摘しています。「奨学金や一時金の支給による一括納入が多い。奨学金が生活費に回ってしまう家庭もある」「滞納している生徒は保護者の医療費や兄弟の進学による教育費の負担増などに苦しんでいるが、借金になるのがいやなためか奨学生の案内をしても積極的な姿勢を示さない」

全国で滞納が急増

日本私立中学高等学校連合会が昨年末公表した結果によると、千二百十八校九十二万三千八百三十人の内二万四千四百九十人が滞納。滞納率一・七％。昨年度末の〇・九％の三倍になっています。二万を超え

る高校生が《授業料納入》の不安のもとで高校生活を送っています。安心できる状況の下で能力が発揮できるものです。

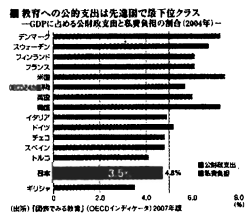
卒業証書と引き換えに納付しなかったのではなく、「出来なかった」のでは

全国で授業料未納の生徒に渡した卒業証書を回収するなど今年の卒業式は厳しい経済状況を反映しました。また、共同通信は次のように伝えていきます。「沖縄県の県立高校で今春の卒業式に授業料を滞納した生徒一人の出席を認めず、生徒が式を欠席していた。同校は県教委に『再三、家庭訪問

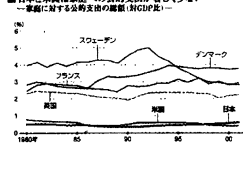
などで督促したが納付しなかったため、指導の一環』と説明している。県教委などによると、二カ月分の授業料が滞納となっており、高校側は三月一日までに支払うよう指導。滞納のままだと卒業式に参加させないと生徒に伝えた。生徒は卒業式を欠席。その後、滞納分が納められたため、卒業証書を交付した。沖縄県では昨年度、授業料滞納で授業出席停止となった県立高校の生徒が四百四十八人になっているという」

卒業式は最後の授業です。卒業式は一生に一度。学校は毎年、相手の立場に立つて考えることが求められま

す。教育と授業料未納（債務）を切り離して粘り強く対応している公立高校の教職員も少なからずいます。投資家向けの『週刊東洋経済五月十七日特大号』より写真右は「日本と米国の家庭への公的支出が著しく少ない」。



小さすぎる福祉国家・日本



写真左は「教育への公的支出は先進国で最下位クラス」を示しています。無償教育は世界の流れ 国際連合が一九六六年に採択した国際人権規約で「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と定められています。これに従っていないのは、日本、ルワンダ、マダガスカル、米国です。 授業料を減額、減免と奨学金を拡充し、学習費・交通費の補助制度を作るなど無償教育の漸進的な導入の道を開いて欲しいものです。国民的運動とともに首長・教育委員会関係者の独自の努力を期待しています。(教育アナリスト)